

「父・母」の詠まれた防人歌の形成試論

林^{イム} 慶^{キヨン} 花^{フア}

天平勝宝七歳防人歌の大半は家人との別れを悲しみ家郷を偲ぶものであり、全体的に旅の歌としての性格が極めて強い。防人歌をこのように捉えると、都人の旅の歌において旅先で顧みられる家人に「妻（妹）」の歌われた例が圧倒的に多いのに対し、防人歌には「父・母」が多用されていることが特徴的な現象として浮かび上がってくる。たとえば、防人歌と類似した官旅の状況で詠まれた卷十五の遣新羅使人歌には、「妻（妹）」の表出された例が五十首以上見られるのに対し、「父・母」は一首も歌われず、挽歌に二例登場するのみである。これに対し、天平勝宝七歳防人歌八四首中には、家族の歌を除いて防人たちの歌が七六首存在するが、その中で、偲ぶ対象として明確に「父・母」が詠み込まれた歌は二二首、「妻（妹）」の方は二四首あり、両者がほぼ同率に表出されている。防人歌の以上のような

現象は早くから注目され、その理由に關していくつかの重要な指摘が提出されてきたが、まだそこには統一した見解を見るに至っていない。その一因には、これらが当該歌群の内容を充分に踏まえないうやや抽象的な議論に傾いたものであったことが挙げられよう。そこで、本稿では、当該歌群の表現を考察することによって、天平勝宝七歳防人歌の以上のような特異性についてその背景を明らかにしたいと思ふ。

一 従来の見解について

天平勝宝七歳に東国から徴発された防人たちの歌が多く「父・母」を詠み込んでいることについては、早くから防人軍の構成員の多くがなお親の保護下にある未婚の若年層であったためと説明されてきた¹⁾。しかし、律令制下の兵役

義務は班田農民のうち二一歳から六十歳の正丁男子に課されたものであり、現存の古代籍帳を参照しても二一歳未満の中男兵士はほとんど見受けられない⁽²⁾。天平勝宝七歳までの籍帳における兵士年齢分布を具体的に示すと次表の通りである(『大日本古文書』一・二による)。

年齢	④大宝二年		⑤養老五年		⑥天平十四年	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
21歳未満	4	19	0	0	0	0
	1	3				
	20	3				
	3					
21〜25歳	46	33	3	18	2	25
26〜30歳	31	22	5	29	0	0
31〜40歳	46	33	6	35	4	50
41〜50歳	14	10	3	18	2	25
計	141		17		8	

(A)御野国・筑前国・豊前国・豊後国戸籍／(B)下総国戸籍／
 (C)神亀三年山背国・天平三年六月、四年、六年近江国志何
 郡・天平五年山背国愛宕郡郷里未詳・天平十二年越前国計
 帳)

二一歳未満の中男兵士は大宝二年次戸籍に若干存在するのみである。表の統計に従うと、兵士の半数は二十代の青

年層であり、軍団の行動の中心となったと見られる。だが、当時の結婚年齢(戸令24には「凡男年十五。女年十三以上。聴^ニ婚嫁。」とある)を考えると、彼らは既に親の直接的な保護から自立した個体であったと理解されるべきであろう。

また、吉野裕氏が指摘した通り、天平勝宝七歳防人歌を進上した十ヶ国中には、一国歌群中で「父・母」、「妻(妹)」の一方だけが表出されている国が存在することも、防人の年齢のみを問題にすることは説明されたい現象である。

国名	歌数	家人を歌った作	父・母	妻(妹)
相模	3	3	2	0
駿河	10	10	7	2
常陸	10	7	0	6
下野	11	5	4	0
上野	4	4	0	3
武蔵	12	5	0	5

常陸・上野・武蔵国には「父・母」が詠み込まれた作がなく、相模・下野国には「妻(妹)」が表出された歌がないことが右表から知られる。駿河国は「父・母」の表出率

が高い例である。吉野氏は、国により「父・母」或いは「妻（妹）」が偏って登場するのは、防人集団によって同じ歌材が共鳴・感染された結果と説明し、防人歌を一国に一つの歌謡の場において集団的に生産されたものと捉える氏説の根拠の一つとした。³ 歌と歌の間に見られる類同性とも相俟って、防人歌の詠出された場を想定する視点は継承されるべきであろう。

ただし、集中の天平勝宝七歳以外の防人歌には「父・母」を歌った作がない点を考慮すれば、天平勝宝七歳防人歌において「父・母」が歌材として取り上げられ、多用された事実からは、一回的に形成された歌の場の固有な論理が存在した可能性も想定し得るのではないかと思われる。即ち、天平勝宝七歳防人歌に旅先で偲ばれる対象として

「父・母」が詠まれている現象は、万葉和歌史の中で異質的なものであると同時に、防人歌史においても区別されるべきものとして注目しなければならない。この点については、渡部和雄氏が、巻十四東歌中の「防人歌」（A・三五六七〜七一）、防人歌と思われる東歌（B）、巻二十昔年（相替）防人歌（C・四四二五〜三二、三六）のA〜Cと天平勝宝七歳防人歌（D）の間において、前者には「妹」が、後者には「父母」が発想されている点、東歌全体とCには男女間に敬語表現が用いられているのに対し、Dでは

神、大君、父母といった「縦の系列」に限定して見られる点などを挙げ、両者間の質的な差異を指摘した。その上でDの形成にあたり、I当時の藤原仲麻呂政権によって進められた、「忠と孝を一本化しようとする歴史意識」が反映されたこと、さらにII難波津で兵部少輔として防人たちの検校にあたっていた大伴家持の官人意識が働いていたとする特殊な歴史的条件を想定した。⁴

しかし、氏の見解は以下の二点が問題として指摘できよう。まず、特殊な歴史的条件として挙げられたIについては、律令国家を支えるイデオロギーとして受容されたことは、続紀の他の記事にも見られるため、特殊性の説明としては必ずしも妥当ではない。しかも、仲麻呂の儒教政策は天平勝宝七歳防人派遣から二年後にあたる天平宝字元年の大炊王立太子の際に仁政を印象付けようとして、唐制の先蹤に倣って施行されたものとされるため、⁵ それをそのまま遡及適用することはできない。むしろ、特殊性の説明としてはIIの方が蓋然性の高い想定であろう。家持の関わりについては後述する。

第二の問題は、集中における防人歌の史的な流れを読み取るには、A〜CとDが資料として均質でないことが挙げられる。現存歌数と蒐集過程の透明性（蒐集年度、蒐集者、

蒐集規模などの解明度)の面でAとCはDの比較対象にならないほど資料的に貧弱である。蒐集時期だけを見ても、Cは「昔年」とあり、Dに先立つて集められたものであることが明らかだが、A、Bの蒐集年代の推定は極めて困難であり、Dとの前後関係も必ずしも自明ではない。防人歌の系譜から何らかの変化を指摘することによって、Dの特殊性を主張するのは聊か説得力を欠くとせざるを得ない。そのため、ここでは先ず「父・母」の詠まれた天平勝宝七歳防人歌の内実を探ることで、Dの独自性の有無を考えてみたい。

二 「父・母」の詠まれた防人歌の内実

天平勝宝七歳防人歌中には「父」を思う歌が存在する。次の歌がその例である。

㊸ 橘の美哀利の里に父を置きて道の長道は行きかてぬかも (20・四三四一、駿河)

父親を郷里に残したまま旅立つ防人の行き悩む心情が描かれている歌である。この歌は集中「父」が単独で用いられた唯一の例として名高い。ところで、集中には誰かを後に残して悲しむことを歌った例がしばしば見られるが、その中から㊸の表現と関連させて「或る場所に誰かを置くことと引き起こされた歌い手の鬱屈した気持」を詠んだ例を

挙げると次のようである。

㊹ 衾道を引手の山に妹を置きて山路を行けば生けりともなし (2・二二二)

㊺ 天離る夷の荒野に君を置きて思ひつつあれば生けるともなし (2・二二七)

㊻ 徘徊り往箕の里に妹を置きて心空なり土は踏めども (11・二五四一)

㊼ 大原の古りにし郷に妹を置きてわれ寝ねかねつ夢に見えこそ (11・二五八七)

㊽ 己妻を人の里に置きおほほしく見つつそ来ぬるこの道の間 (14・三五七一・防人歌)

㊹は柿本人麻呂の泣血哀慟歌の反歌であり、㊺は人麻呂自傷歌群中、その妻の立場で人麻呂の死を哀悼した歌であるため、「引手の山」「夷の荒野」は死者の墓のある場所を指す語句である。傍点の「妹」「君」は、今は亡骸となった対関係(夫婦か恋仲)の一方である。㊻㊼は相聞歌であり、「妹」を自分の居るところから離れた場所に残したことによる不安で落ち着かない男の気持がよく表れている。東歌中の「防人歌」の㊾は㊿の表現形式と似通っている例である。以上のような㊿の把握から再び㊸に目を向けると、そこには「妹・君」の代わりに「父」が詠み込まれているのが目立つ。㊿は㊿と類歌関係にはあるも

の、男女の対関係で成り立っている①②の形式が父子関係へと変っているのである。このような天平勝宝七歳防人歌の例は他にも見出される。

③ 父母も花にもがもや草枕旅は行くとも捧ごて行かむ
(20・四三二五、遠江)

④ 母刀自も玉にもがもや戴きて角髪のかなかにあへ纏かまくも
(20・四三七七、下野)

⑤ 吾妹子は釧にあらなむ左手のわが奥の手に纏きて去なましを
(9・一七六六)

⑥ わが背子は玉にもがもな手に巻きて見つつ行かむを置きて行かば惜し
(17・三九九〇)

⑦ 置きて行かば妹ばま愛し持ちて行く梓の弓の弓束にもがも
(14・三五六七・防人歌)

⑧ ⑨は防人出役のため生別する「父母」「母刀自」に対し、身に付けて一緒に持つていける「花」「玉」であったならと仮想的な内容の願望を歌った作である。同様の発想が見られる歌が⑩⑪である。⑩は筑紫国に赴任する振田向宿禰の歌、⑪は税帳使として上京する際の家持の歌である。いずれも相思相愛の相手との別れを悲しむあまり、その相手が「釧」や「玉」のような携行できるものなら一緒に行けるのにと歌われている。⑫は宴席の場での歌であり、恋愛関係を装うことで社交的な親密さを齎す万葉後期の作歌

手法が駆使されている。ここでの天平勝宝七歳防人歌③④も、⑤⑥と類歌関係にありながら、⑤⑥の「妹・背子」の部分「父・母」に置き換えられている。一方、東歌中の「防人歌」である⑦も同類の発想に基づき、故郷に残していく家人が歌い手の所持している弓の弓束であることを希う歌となっているが、その家人には、⑤⑥と同じく「妹」が詠まれている。

同様の例をさらに確認してみよう。

⑬ 玉久世の清き川原に身被して齋ふ命は妹が為こそ
(11・二四〇三)

⑭ 時つ風吹飯の浜に出で居つつ贖ふ命は妹が為こそ
(12・三二〇一)

⑮ 中臣の太祝詞言いひ被へ贖ふ命も誰がために汝
(17・四〇三一)

⑯ ちはやふる神の御坂に幣奉り齋ふ命は母父がため
(20・四四〇二、信濃)

⑰⑱は、上句で境界の場である「川原」「浜」「坂」において呪術を行う様子が、下句でその行為は誰のためであるかが歌われている。傍線部の下二句が類似しているが、⑲で呪術行為の目的が「妹」の為とある部分が信濃国防人歌⑲では「母父」となっている。⑳は「造酒歌」の題詞を持つ家持歌。呪術行為の様子が他例と異なり、下句も

やや変形しているが、相手のために神事を修する点は、①の系統を受けているといえる(武田祐吉『全註釈』)。

②珠衣のさるさるしづみ家の妹にもの言はず来て思ひかねつも(4・五〇三)

③あり衣のさるさるしづみ家の妹に物言はず来て思ひ苦しも(14・三四八一)

④水鳥の立たむよそひに妹のらに物いはず来て思ひかねつも(14・三五二八)

⑤水鳥の発ちの急ぎに父母に物言ず来て今ぞ悔しき(20・四三三七、駿河)

⑥旅行に行く^と知らず^て母父に言申さず^て今ぞ悔しき(20・四三七六、下野)

⑦は下三句に類句を持つものである。⑧は人麻呂歌、⑨は人麻呂歌集歌。ともに上二句の意味ははっきりしないが、出立前の慌しさに、妹と十分に言葉^を交わさず^に来てしまったのを後悔する歌であろう。⑩は人麻呂歌集歌の影響^で上二句に変化を与えた歌であり、その上二句が⑪の防人歌と類似していることから諸注釈書で防人歌の可能性が指摘されている。しかし、⑫は第三句に「妹」を詠み込むことで人麻呂歌集歌の表現を踏襲しているのだが、⑬では第三句が「父母」となっている。⑭も同様に「母父」が歌われている例である。

⑮大君の命畏み磯に触り海原渡る父母を置きて(20・四三二八、相模)

⑯大君の命にされば父母を齋瓮と置きて参る出来にしを(20・四三九三、下総)

⑰大君の命畏み愛し妹が手枕離れ夜立ち来のかも(14・三四八〇)

⑱障へなへぬ命にあれば愛し妹が手枕離れあやに悲しも(20・四四三二、昔年防人歌)

⑲は、「大君の命かしこみ」やその類句を受ける下句で家・妻を詠み込み、王命を遂行するために犠牲にした私情への回帰を詠む官人歌が短歌形式で襲用されたものと見られる例である。東歌の「相聞」に分類されている⑲は第三・四句(点線部)が昔年防人歌である⑲と一致しており、防人歌の可能性が示唆される例である。⑳が妹を偲ぶ歌であるのに対し、㉑には父母への思慕が歌われている。

㉒海神のいづれの神を祈らばか行くさも来さも船の早けむ(9・一七八四)

㉓如何ならむ名を負ふ神に手向せばわが思ふ妹を夢にだに見む(11・二四一八)

㉔天地のいづれの神を祈らばか愛し母にまた言とはむ(20・四三九二、下総)

②③は、離れている相手に再会したいという気持が下二句に歌われており、その願望に対して靈験を呈する神を求める上三句の表現が類似している。「贈入唐使」歌である②の下旬には相手の具体的な呼称が見当たらないが、「相聞」に分類されているので、恋仲（に擬する関係）であることが言外に前提されていた可能性が高い。③は明確に妹を歌っているが、④には母が表出されている。

以上で見えてきた、「父・母」の詠まれた天平勝宝七歳防人歌の例④⑤⑥⑦⑧⑨は、既存の相聞歌や相聞的発想の歌の語句を一部置き換えることよって成り立つ改作歌であったと捉えられるものだろう。④に「愛し十母」とあり、恋人に対する愛情、または親の子に対する労わりの気持を表す「下降性」を持つ「うつくし」が用いられたのも、④が相聞的発想に支えられた歌であることを物語る。対する東歌中の「防人歌」⑩⑪、防人歌と思われる東歌⑫⑬、昔年防人歌⑭は万葉相聞歌の系譜に連なる例である。

そうだとすると、天平勝宝七歳防人歌のこれらの例は、当年以外の防人歌とは区別される特徴を示していることになる。集中の旅の歌に「父・母」の詠まれた例がほとんどないことは先述した通りであるが、それ故に、「父・母」を旅の歌の世界に持ち込むためには何らかの作歌方法が腐心されたに違いなく、天平勝宝七歳防人歌では、多く既存の

相聞歌の手法に則る形で「父・母」の歌が形成されたのではないか。親から子へと向かう逆の場合も同様であったことが次の歌から窺える。

⑮ 家にして恋ひつつあらずは汝が佩ける大刀になりても
齋ひてしかも

右一首は、国造丁日下部使主三中が父の歌

（20・四三四七、上総）

⑯ おくれ居て恋ひば苦しも朝狩の君が弓にもならましもの
のを（14・三五六八、防人歌）

⑮は防人の父の歌であるが、「恋ひつつあらずはくまし」という反実仮想の構文を使って恋する現実の堪えがたい苦しみを嘆く相聞歌の常套表現を利用し、下旬を強い願望を表す語句に変えて、出発する我が子への愛情を表現している。これに対して、上句が少し変形した東歌中の「防人歌」⑯は防人に指された夫の歌に答える妻の歌となっている。

以上、天平勝宝七歳防人歌においては、親子関係における悲別という題材が既存の相聞歌の伝統を援用する方法で形作られたことが認められるとすれば、歌の伝統を展開させるところに働いた独自の創作意識を読み取らなければならないと思われる。その際、次の紀歌謡の類歌が突然防人歌に表れる不自然さからもそうした意識を説く手掛かりが

見えてくる。

⑬時時の花は咲けども何すれそ母とふ花の咲き出来ずけ

む (20・四三二三、遠江)

⑭本毎に 花は咲けども 何とかも 愛し妹が また咲

き出来ぬ (紀歌謡・一一四)

孝徳紀歌謡⑭は、いくつかの中国詩との関連が指摘されているとともに、人の不帰を花の再生に対比させ、無常さを表す発想が上代の歌の中では極めて独自のとされている歌である。そのため、遠江国防人歌⑮を⑭の流伝歌と捉えたり、⑮を民謡の水脈からの時代を超えた湧出とする見解には従いがたいことになる。最前述べてきたことから類推すれば、天平勝宝七歳防人歌⑯の形成には、紀歌謡⑭を範型とする明確な意識が働いていたと捉えるのが自然ではないか。

三 「父・母」の詠まれた防人歌と大伴家持

『万葉集』を見ていくと、防人歌以外においても、異境における自他の死に関わる歌に、母が旅中にある子の無事な帰着のために「斎」っている例(3・四四三、9・一七九〇、15・三六八八)や父母が家郷で子の帰りを待つている様子を描いた例(5・八九〇、13・三三三七、三三四〇、15・三六九一、17・三九六二)が確認される。それにもか

かわらず、都人の旅の歌には「父・母」を思慕する歌がほとんど見られない¹¹⁾。このことは巻十四東歌においても例外ではない。注釈書によって多少の増減はあるものの、東歌中には旅の歌と見られる例が四十首以上認められるが、その中にも「父・母」を詠み込んだ例や「父・母」の歌は一首も確認されない。このような事実は、集中の旅の歌においては、家で待っている「妻(妹)」を歌うことが普遍的発想として様式化されていたことを意味する¹²⁾。ならば、「父・母」の詠み込まれた天平勝宝七歳防人歌は、和歌の様式に縛られない、歌い手の心情がより素直な形で表白された例とも解しうる。しかし、前節で取り上げた当該歌群の表現を見る限り、それらはむしろ既存の都人の相聞歌、相聞発想の歌の意識的な援用であり、親子関係の紐帯の緊密さを背景に持つ親へと向かう愛情が素朴な形で表れたものとすることはできない。

そうだとすれば、天平勝宝七歳防人歌において和歌の世界に「父・母」を取り込むという独自の創作意識は、はたして防人歌の場に自然に齎されたものであったのだろうか。あき⑬そて⑭に⑮の十首がすべて都人の歌と類似関係にある点に注目するなら、都人の歌を範型とする意識には、やはり難波津で防人検校にあたっていた兵部少輔大伴家持を始めとする中央官人や、難波津まで防人たちを引率した、

中央文化の教養を身に着けた部領使による影響を考慮する必要が有ることになる。以上の想定を念頭に置きながら、前節で既成の相聞発想歌の改作と見た十首以外の歌についても考えてみよう。

ところで、前掲の十首以外の「父・母」を思う防人歌も、その多くは相聞的発想の歌に類する表現性を持つ。それらの例は、歌中に詠み込まれている「父・母」を「妻(妹)」に置き換えても支障を来さないものであるが、その一方で、「父・母」の詠み込まれた防人歌中にはこの部類に属さない例もある。

⑤父母が殿の後方のもも草百代いでませ我が来るまで
(20・四三二六、遠江)

⑥真木柱ほめて造れる殿のごといませ母刀自面変りせず
(20・四三四二、駿河)

⑤⑥は、帰還までという限定された期間中の親の無事を祈る部分が、傍線部のように、その長寿祈願の表現になっていることが特徴的である。親への長寿祈願の歌は他にもあるが(市原王、宴禱_ニ父安貴王_ニ歌(6・九八八)など)、それが⑤⑥では旅の状況で親への思慕の情を表出するために用いられている。ところで、防人歌⑦⑧と同じ発想の例が家持歌「為_ニ家婦贈_ニ在京尊母、所詠作歌(19・四一六九〜七〇)」に見られる。次に掲げたのはそ

の長歌である。

…… 奈呉の海人の 潜き取るとふ 真珠の 見が欲
し御面 直向ひ 見む時までは 松柏の 栄えいまさ
ね 尊き吾が君(御面はみおもと謂ふ)(四一六九)

この歌は、家持とともに越中に下向した妻大嬢に依頼されて、その母(坂上郎女)に贈るために代りに詠んだ作である。都に残してきた母に逢えないことを悲しみ、「直向ひ 見む時までは」松柏のように栄えていてほしいと母の無事を祈る内容であり、傍線部はその長寿を言祝ぐ表現になつてゐる。そのため、赴任の現状を踏まえつつ郎女の五十賀を言祝ぐ歌とする見解も示されているが、そのような特殊な歌作の契機を読み取るより、むしろこの歌には、旅中において親の長寿を願うという家持独自の「孝」の倫理が反映されており、その倫理意識は防人歌⑤⑥にも投影されていると見るべきではないか。特に、⑥の「面変りせず」が集中で他に二例見られるのみの特異な表現であり、その一つが家持歌(「かくし常見む 面変りせず(18・四一一六)」)であること、「殿」が非防人的素材であることと考えあわせれば、家持歌との関連性が深いといえよう。ところで、ここまでの分析からは、防人歌との関連性が指摘される都人の歌中にしばしば家持歌が見えることが改めて注目される。再度列挙すれば、⑤⑥の他に、前節で見

た㉔が家持歌であった。また、防人歌㉕の形成にも家持歌が関わっているように思われる。つまり、㉔は、紀歌謡㉖と類歌関係にありながら、花の再生を母の不帰と対比させ、その無常さを歌ったものではなく、四季折々に咲く花の多様さに反して母という名の花の不在を嘆く内容なのである。㉔と㉕のこのような内容の相違は、花の開花(再生)を意味する㉖の初一句「本毎に」が、㉔において花の多様さを示す「時時の」に変形されたことに起因する。ところで、この「時時の花」という表現は、家持歌にのみ「時ごとにいや珍らしく咲く花を」(19・四一六七)、「時ごとに咲かむ花をし」(20・四三二四)の形で用いられており、これらの表現との類似が明らかである。㉔において、上掲の紀歌謡㉖を範型としながら、その内容を独自に展開させた歌い手の創作意識には家持が大きく関わっていたものと見られる。

しかし、従来「父・母」の詠まれた防人歌の形成に家持の影響を読み取る試みは先述した渡部氏の論文以外はほとんど見当たらない。それには、家持のいわゆる防人関係歌群に関する一定の共通理解が成立したこと、「父・母」の詠まれた防人歌群の詠出の場が必ずしも家持の出自にいた難波津に限定されることが理由として考えられよう。先ず、前者について詳述すると、天平勝宝七歳防人歌蒐集

の際に、家持によって詠まれた、防人の家人との悲別を描いた三組の歌群(①四三三二〜六、②四三九八〜四四〇〇、③四四〇八〜一二)の内容が、各国の防人歌を契機として生み出された形跡を持つているとする見解である。特に、②③歌群において父母との別れの叙述がより具体的になったのは、②③の作歌時の前に蒐集された「父・母」思慕の防人歌に影響されたためと考えられてきた。たとえば、二月十九日に作られた②の「たちねの母かき撫で」(四三九八)は、二月九日に進上された次の防人歌によつたものとされる。¹⁵⁾

㉔父母が頭かき撫で幸くあれていひし言葉ぜ忘れかねつる(四三四六、駿河)

㉕わが母の袖もち撫でてわが故に泣きし心を忘れぬかも(四三五六、上総)

防人が親との悲別の場面を回想した傍線部が家持によつて②に汲み取られたものと解されているのである。㉔㉕の親が子を撫でる行為は、上代文献中で神代紀上に、脚摩乳・手摩乳が八岐大蛇に呑まれる危機に置かれた娘の運命を悲しみ嘆く場面で「一の老公と老婆と有りて、中間に一の少女を置えて、撫でつつ哭く」という叙述があり、安全祈願の呪術的な意味が踏まえられた肉親の愛情の表明と考えられる。また、節度使の派遣に際しての天皇の饒歌にも

「天皇朕 うづの御手もち かき撫でそ 労ぎたまふ」
(6・九七三)とある。記紀統紀に散見する、天皇が臣下や人民を撫でるといふ表現は、血縁関係を国家的規模に拡大した儒教的政治観に基づく慈愛・恩恵を意味するものである。そうだとすれば、㉔も、前掲の㉕㉖と同様に、相聞発想の表現性を持たない例ということになる。

一方で、渡部氏は防人歌全般から家持の影響を読み取った上で、彼が自らの歌を構想しその原型を防人たちに訓示する歌の場を作り、さらに自作を完成させていく、という過程を想定し、まったく逆の影響関係の可能性を提示した。前掲の㉔㉕も東国人民の独自の習俗に支えられた歌とはいえないし、以上で確認された例以外にも都人の歌との類似の見られる防人歌が少なくない点を考えると、氏の見方は顧みられなければならない。しかし、作歌日付の前後から影響関係を読み取る理解は、確証がない限り否定し難い。差当り、②の「たらちねの 母かき撫で」は防人歌の㉔㉕を受けていると解するのが順当であろう。

だが、その場合においても、②③に「父・母」を詠み込む家持の意識が防人歌からの一方的な影響によるものとする考えに疑問がないわけではない。そこには、前掲の「為家婦贈_三在京尊母_二、所_レ詠作歌」を含め、越中守時代以来の家持歌にしばしば敬愛や思慕の対象としての「父・母」

が見られることからわかるように、家持が既に孝の倫理に基づく親への敬愛の念を題材に取り込む独自の領域に関心を持っていたことが無視されている。防人歌との関連の深い前掲歌以外にも、越中で大病を患いほぼ瀕死の状態に追い込まれた際の独詠歌「忽沈_二枉疾_一、殆臨_二泉路_一。仍作_二歌詞_一、以申_二悲緒_一一首(17・三九六二)」には、子の帰りを切実に待ち望む母の心情が「たらちねの 母の命の大船の ゆくらゆくらに 下恋に 何時かも来むと 待たすらむ」と想像されている。親に対する敬愛の気持が、部下への教導に用いられたのが「教_二諭史生尾張少昨_一歌一首(18・四一〇六)」であり、家門の名を立てようとする自負心と結び付けられたのが「慕_二振_三勇士之名_一歌一首(19・四一六四)」である。家持の防人関係歌②③が自作のこうした流れと無縁であるとは思えない。従って、家持と防人たちとの接触の場における彼の影響を一概に否定することはできない。

ただし、そうした接触の場は難波津に限定されるが、防人歌の詠出の場は㉔出郷時、㉕難波への途上、㉖難波津などに細分されていることが問題となる。防人歌群を詠出された場を基準に分類する諸氏の見解に従う限り、天平勝宝七歳の「父・母」思慕の防人歌中に、難波津で詠作されたと見なされている歌は二例(㉗と四三三〇)しかないから

である。そこで、諸氏の分類基準を確認すると、出立の感慨(あきく)や親に呼びかける内容(みむ)が歌われている場合はaに、旅中の感慨(あ)と(ひほ)や途中の地名が明示された歌(そ)はbに、船出の感慨の詠まれた場合(な)はcに分けている。しかし、防人歌群中に作中の「今」と実際の作歌時点の一致しない確例(四三八〇など)が存在するという事実、詠作の場を分類すること自体の危うさを窺わせる。さらに、出立・旅中の感慨を詠んだ歌をすべてa・bに分けるには疑問がある。難波津が、防人たちの行路の中間地でありながら再出発地(船旅の開始点及び派遣軍としての公的な出発点)でもあるという両面性を持つ地であることを考えると、cでの作が最も多く推算されてしかるべきであろう。即ち、現防人歌から詠作の場を確定することは極めて困難であり、防人歌への家持の影響を否定する積極的な根拠にはなりにくい。やはり、「父・母」の詠まれた防人歌の形成に家持が関わっていたとする想定は有効性を持つといえる。

四 「父・母」を思う防人歌の形成と「孝」

防人歌は、都人の羈旅歌と同様に、本来的に妹(妻)との悲別を主題としたものであり、天平勝宝七歳の親思慕の防人歌群は、それまでの防人歌の伝統的な主題が展開され

たものであった。そこには前代とは異なる固有な作歌状況が存在したことが考えられる。本稿では、当年、難波津で防人歌蒐集にあたっていた家持が当該歌群の形成に関与していたことを推論した。当該歌群中に家持歌と類似する作が存在すること、家持が越中守時代以来思慕・敬愛の対象としての「父・母」を歌材に用いていたことがその根拠であった。

では、なぜ家持は中央の歌の世界において異質的な題材を防人歌に齎したのであるうか。結論から言えば、そこには、管轄下の防人たちに対して、律令制度の思想的基盤として据えられた、「孝」を中心とした家族倫理を広めようとする家持の官人意識が関わっていたのではないか。行旅中にあつて己の帰還を待っている親を思慕する防人たちの情は、儒教の「孝」の倫理にも合致するものである。こうした「孝」の倫理は、周知の通り、律令制度を推進していく上で家族の安定をはかる目的で王権の側によって積極的に奨励された。続紀には、大宝律令宣布以降、改元の年を中心として「孝」の実践者を表彰する記事が散見する。律令官人である国守にとつても、農民に対し儒教的徳目を教導すること、孝行を尽くした者を推挙し、不孝者を厳重に処罰することが職務の一つでもあった(戸令33)。父母への思慕の情を歌う防人たちはいわば孝子の具体例を示すも

のでもあり、防人歌への律令官人の介入は儒教の徳目を教導する側面があつたことが考えられる。

しかし、こうした想定は一般論に過ぎず、当該歌群の特殊性を説明したことはない。そこで天平勝宝七歳防人歌群の、それまでの防人歌と異なる点を再び想起すると、先ず、防人歌蒐集の中心に位置する兵部少輔大伴家持は、かつて「孝」の教導に（たとえば、講話などではなく）歌という表現手段を用いたことがあるという点である。第二に、その蒐集が、それまで間歌的、小規模で行われたのは打って変わってほぼ東国諸国を覆う規模で組織的体系的になされたことである。各国部領使によつて提出された防人歌群が統一的な記載書式を取つており（方言を活かした一字一音の表記、作者名の明記など）、採録者と見られる部領使たちが全部「進」の字を用いることで上司に献上するといふ意味を強調している点は、天平勝宝七歳の防人歌蒐集が公的性格を帯びていた可能性を示唆する。その一方で、前掲①②③の防人関係歌群からも分かるように、家持の防人に対する異常なまでの関心からその蒐集を個人的な営みと見る説もある。史料の限界もあり、両説の当否を決めるのは難しい。しかし、蒐集の性格がどうであれ、当年に歌の蒐集が大々的に行われたのは異例なことであり、家持が自らの管轄下にある防人たちに対して律令官人として

の意識を介在させる余地は十分考えられる。

以上の推論を実証的に跡付けるためには、家持の防人歌への関わり方を具体的に考察しなければならないが、おおよそ、*i* 歌の場への参加による作歌指導、*ii* 蒐集された歌の添削、*iii* 部領使への訓示などの三つの可能性が想定される。*i* は、家持歌と類似する防人歌が存在することから、*ii* は、家持が蒐集された防人歌の約半数を拙劣歌として削除した行為から類推される。また、各国防人歌群が同じ体裁を取っているのは、各国部領使たちに対する家持の意思の下達があつたことを窺わせるが、*iii* はそこから想定されたものである。*i* の可能性は、家持の影響範囲が難波津の歌の場に止まるが、*ii* は特に限定されない。*iii* については、家持の訓示が事前に各国の国府に伝えられたとすれば、*iii*、その影響範囲もすべての歌の場に及ぶが、その下達時期が難波津集結後なら *iii*、難波津での作にのみ限定されることになる。*i*、*ii*、*iii* の可能性はどれも否定し難いが、各国防人歌群の記載法が一定の統一を見せながらも、その細部（用字・訛音・左注などの記載法、配列など）においては国によつてそれぞれ異なる特色を見せている事実は、各国防人歌群の原形が尊重されたことを示しているため、*ii* の可能性は低いことになる。ところで、こうした各国の特色ある傾向は、家持の関わり方 *i*、*ii*、

③・④) が国によって異なっていたことを示しているとともに、各国部領使たちの独自の歌の場への関与の可能性をも想定させるものといえる。たとえば、武蔵国に家族の歌が集中することや常陸国にのみ一人二首の例が見られることなどは、部領使を中心とする歌の場が一定の原則下で自律的に運ばれたことを意味する。本稿の意図に従い、「父・母」の国による偏在性の問題に絞って考えると、「父・母」だけが詠み込まれているか、その表出率の高い相模・駿河・下野国は部領使が国守本人か介であり、十ヶ国中、国司の等級のもっとも高い例であるという点が注目される。こうした事実は、部領使たちの律令官人としての意識が家持のそれと結合した形で防人歌に反映されたことを想像させるものである。尤も、こうした家持と部領使たちによる防人歌への関わり方は各国別に詳細に検討されるべきであり、今後の課題としなければならない。

体制の強制によって死の恐怖に晒された防人たちにとつて、年老いた父母との別れは絶望的な事態だったろうし、また、「父・母」を詠み込んだ防人歌に彼らの父母への思慕が表出されていることも否定できないだろう。本稿の論旨の中心は、防人たちのそうした感情が歌として形成される状況が、家持を中心とした律令官人の側によって齎されたこと、律令官人たちによって「孝」の倫理として捉え返

された形で採録されたことを論じたところにある。

注

- (1) 松岡静雄『有由縁歌と防人歌』(瑞穂書院、昭10)、藤田徳太郎「防人の生活と精神」・中島光風「いはふいのちはおもちがため」(共に「文学」昭14・1)
- (2) 現存籍帳を部分的に参照して防人若年者説を否定したものに、野田嶺志「防人と衛士律令國家の兵士」(教育社、昭55・1)、三浦佑之「万葉びとの「家族」誌」(講談社、平8・9)がある。
- (3) 「若い防人の歌」(防人歌の基礎構造)伊藤書店、昭18。筑摩書房、昭59・1)
- (4) 「東歌と防人歌の間」(国語と国文学)昭47・8)、
「防人歌における『父母』」(北大古代文学会研究論集)二、昭47・8)。他に、佐佐木幸綱氏「防人歌抄」(万葉集を学ぶ第八集)有斐閣、昭53・12)も、父母への思慕の歌を天平勝宝七歳防人歌の固有な特徴と捉え、防人制度自体の存廃をめぐる深刻な動揺期に防人たちが体制秩序の最末端の単位である房戸内の結束の強さを歌の表現に示すことで体制側を批判するという意味を持つ抵抗歌として位置付けた。だが、父母を詠み込むことがなぜ抵抗につながるのか(妻・妹を詠み込むのは抵抗にならないのかなど)についての論理が十分に説明されていない。また、体制側への批判が当年の特殊な状況とも思えないので、従えない。

- (5) 岸俊男『藤原仲麻呂』(吉川弘文館、昭44・3)
- (6) 拙稿『大君の命かしこみ』考―防人歌の分析を中心に―(『国語と国文学』平13・7)
- (7) 宮地敦子『うつくし』の系譜(『国語と国文学』昭46・8)
- (8) 内田賢徳『孝徳紀挽歌二首の構成と発想―庚信詩との関連を中心に―』(『万葉』一三八、平3・3)
- (9) 高崎正秀『新東歌』としての防人歌(『国文学』昭31・8)
- (10) 高木市之助『記紀歌謡おぼえ書(四)』(『日本文学』昭29・4)
- (11) 集中、「親」「父母」「父」「母」は一〇一歌群(題詞・左注の使用例を含む)に見られるが、その中で旅の歌に用いられた例は、防人歌や大伴家持の防人関係歌群を除くと、「石上乙磨卿配土佐國之時歌」(6・一〇二二)、「天平五年癸酉、遣唐使船發難波入海之時、親母贈子歌」(9・一七九〇)、「阿倍朝臣老人、遣唐時、奉母悲別歌」(19・四二四七)のみである。
- (12) 家郷で待っている妻(妹)の歌も含めて、武田祐吉『全註釈』は四七首、水島義治『全注』は四四首、伊藤博『釈注』は五四首を旅の歌と解している。
- (13) 古橋信孝『万葉集―歌のはじまり』(筑摩書房、平6・9) 一七九―一八二頁
- (14) 大浜真幸『大伴家持作四一六九・七〇番歌の賀歌性』(『万葉』二二七、昭62・9)
- (15) 吉井巖・山本セツ子『大伴家持と防人たちとの出会い』(『日本文学』昭46・11) など。
- (16) 小野寛『防人との出会い―防人の心情を陳べる長歌三作―』(『家持を考える』上代文学会編、昭63・8) など。
- (17) 『時々の花は咲けども―防人歌と家持―』(『国語と国文学』昭48・9)
- (18) 参照、拙稿『天平勝宝七歳防人歌の場』(『日本文学』平13・3)
- (19) 第一節で挙げた防人歌A・B・Cの他にも、卷十三の三三四四―五は左注に防人の妻の作である可能性を記しており、靈異記中卷三縁には妻への思慕の情に苦悩する防人が登場する。
- (20) その例証となるものに、『毛詩』の「陟岵」(魏風)がある。「陟岵」は、行役して戦陣に出ている者が父母を思念して詠んだ詩であるが、序にはその詠み手が「孝子」と捉えられており、『初学記』の「人部」(孝)にも採られている。
- (21) 呉哲男『孝行者と不孝者』(『古代文学講座』6 人々のざわめき) 勉誠社、平6・12)
- (22) 土橋寛『東歌の世界』(『短歌』昭42・6、『万葉集の文学と歴史』稿書房、昭63・6)。ただし、氏は防人歌の蒐集が公的な性格を持って伝統的になされたとする。だが、資料間の質の違いは無視されるべきではなく、天平勝宝七歳の蒐集は、それまでの国司などによる単発的な試みが公的な水準にまで吸い上げられた形で全国的に

展開されたものと捉えたい。

(23) 吉永登「防人の廃止と大伴家の人人」(『万葉文学と歴史のあいだ』創元社、昭42・2)

(24) 伊藤博氏「防人歌群」(『万葉』一一九、昭59・10)は、家持による添削の可能性を排除するが、国ごとの特色が概略的な傾向を示すものである限り、現資料から編集者の部分的加筆・修正の可能性を完全に否定することはできない。

(25) 部領使の関与の可能性は、武田祐吉「東歌を疑ふ」(『上代国文学の研究』博文館、大10・3)によつて既に指摘された。